

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	昭島市
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	108-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.akishima.lg.jp/s008/010/040/010/20161226132125.html

執行機関名 昭島市長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害福祉サービスの利用者の負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの(住宅設備改善費給付)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)別表第1の11の項 障害福祉サービスの利用者の負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	昭島市重度身体障害者(児)等住宅設備改善費給付事業実施要綱(平成26年昭島市要綱第10号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、在宅の <u>重度身体障害者(児)</u> 又は難病患者等(以下「障害者等」という。)に対し、その者の居住する家屋の玄関等の住宅設備の改善に要する費用(以下「住宅設備改善費」という。)を給付することにより、 <u>且常生活の利便</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		昭島市重度身体障害者(児)等住宅設備改善費給付事業実施要綱